

人件費（附属病院関連）について

第5回本 WG（R6.9.2）において、「学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について（たたき台）」のうち附属病院に関する人件費の取扱いについては、様々な意見があった。

これを踏まえ、たたき台の修正内容について検討頂きたい。

「学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について（たたき台）」

（1）基本的考え方

教職員の業務従事の実態に応じて配分する。（発令の内容が勤務実態に即している場合は内訳表と同じ配分基準）（Ⅲ． 1．「共通収支の配分基準（例）」及び2．「人件費にかかる配分（医学部・病院の例）」を参照）

（例）従事時間、従事割合、担当講義数等

（3）複数セグメントの業務を兼務する教職員の人件費の扱い

（具体例）大学・短大とその他附属学校を兼務する場合

医学部・歯学部、附属病院の業務を兼務（双方の業務に従事）する場合

複数セグメントの業務を兼務する教員の人件費は、現行のいわゆる「発令基準」で対応した場合、経済の実態を必ずしも表しているとは言えないケースもあることから、その場合には発令基準に比して「経済実態をより適切に表す」と合理的に説明できる配分基準とする必要がある。

具体的には、セグメントごとの業務の範囲を定義した上で、例えば業務に従事する時間や兼務割合などを元にした勤務実態を反映した基準で配分することが適当である。

過年度あるいは一定期間の実績値を採用するかなどの勤務実態の把握方法は学校法人が説明可能な方法を自らの責任で決定し、当該方法により把握したデータを使って按分比を設定する。

より精緻な勤務実態捕捉方法を採用したい学校法人においては、国立大学を参考に、タイムレコード、タイムレポート、タイムスタディを提示し、例えばビーコンを利用するなどの把握方法を選択し、当該方法により把握したデータを使って按分比を設定することも考えられる。

<参考>「附属病院の業務範囲」（国大会計基準実務指針 Q39-1. 7）

7 特に、附属病院に係るセグメント情報を開示する場合、附属病院の業務範囲としては、診療業務、診療業務を基礎として行われる教育業務、臨床試験（治験）、病理部やプロジェクト研究等の附属病院において実施することが組織として意思決定され、組織又はプロジェクトとして実施される研究業務及び附属病院における管理業務を対象とする。なお、学内予算が附属病院以外に計上されていても、附属病院セグメントの業務に要する経費などは対象となる。

<対応>

1. 記述の追加

以下について、高い精度を追求したいのではなく、病院における人件費の配分基準について、合理的であればよいという趣旨を伝えるとともに、どの程度であれば合理的なのかという点に応える必要がある。

複数セグメントの業務を兼務する教員の人件費は、現行のいわゆる「発令基準」で対応した場合、経済の実態を必ずしも表しているとは言えないケースもあることから、その場合には発令基準に比して「経済実態をより適切に表す」と合理的に説明できる配分基準とする必要がある。

このため、どの程度であれば「合理的」と言えるのか等、分かりやすい記述、参考になる記述等を示せないか。

例) 発令基準に比して「経済実態をより適切に表す」と合理的に説明できる配分基準は、一定の勤務状況を反映し、同時に客観性や検証可能性等の会計情報としての合理性を備えているものであればよい。会計情報としての合理性に不安がある場合は、会計監査人に予め相談することが望ましい。

2. 関係団体が求める対応案について

ヒアリングを踏まえると、以下の2案があり得るのではないか。

(案1)「業務従事の実態に応じて配分する」という考えに沿って、「附属病院の業務範囲」を目安として示すとともに、勤務実態の把握方法を例示する。

具体的には、セグメントごとの業務の範囲を定義した上で、例えば業務に従事する時間や兼務割合などを元にした勤務実態を反映した基準で配分することが考えられる。

①「附属病院の業務範囲」は国立大学法人会計基準実務指針の内容を目安とする。

附属病院の業務範囲としては、診療業務、診療業務を基礎として行われる教育業務、臨床試験（治験）、病理部やプロジェクト研究等の附属病院において実施することが組織として意思決定され、組織又はプロジェクトとして実施される研究業務及び附属病院における管理業務を対象とする。なお、学内予算が附属病院以外に計上されていても、附属病院セグメントの業務に要する経費などは対象となる。

附属病院の業務範囲に係る分は「病院」に計上、それ以外は「大学」に計上。

国立大学法人と学校法人の成り立ちは異なるが、医学・歯学教育におけるモデル・コア・カリキュラムの存在や附属病院の法令的な位置づけは共通しており、活動の実態はある程度類似性があると考えられるため、「目安」としてよいのではないか。

なお、「目安」であるため、これと異なる考え方をする学校法人はこれに限るものではない。

②勤務実態の把握方法の例示

現在の記載内容を大きく変えるものではないが、学校法人が把握方法を選択しやすいように記載を工夫する観点から、把握に際してのポイントを分解し、それぞれについて例示してはどうか。

- 実態把握のための変数の例
 - ・「附属病院の業務範囲」に要した時間（とそれ以外の時間）
 - ・「附属病院の業務範囲」に関する兼務割合（とそれ以外の兼務割合）
 - ・発令がある場合、「附属病院の業務範囲」に関する報酬（とそれ以外の報酬）
- 算出するための時間軸の例
 - ・当該年度（一定期間の実績値を、1年分に換算することも可）
 - ・過年度（複数年の平均値とすることも可）
- 算出するための対象者の例
 - ・全員
 - ・一定割合の教員（キャンパスあるいは病院毎に一定比率、職階毎に一定比率 など）
- 把握するための手段の例
 - ・タイムカード
 - ・教員の自己申告（業務内訳報告書、アンケート、勤怠管理システムなどを通じて、各人の業務従事時間/割合を申告してもらう）
 - ・ビーコン（信号を発する端末で、受信端末により位置情報の取得が可能）
- その他、活用し得る「例」があれば追加。
 - ・管理会計で用いている按分比（会計監査人と相談の上、会計上の合理性が確認された場合）
 - ・大きな環境変化がなければ、按分比を複数年使用することも可

（備考）

上記はいずれも例であるため、記載の内容と異なる考え方を排除するものではない。
各観点の中で例えば以下のように複数の事項を組み合わせることもあり得る。

一部教員へのアンケート結果で把握された兼務割合（今年度上半期分）と、全教員へ

のアンケート結果で把握していた兼務割合（昨年度通年分）とを比較し、大きな状況変化がないことから、昨年度通年分の兼務割合を今年度通年分の業務従事割合として扱う。

（案 2）「附属病院の業務範囲」を目安として示すとともに、按分比の範囲を示す。

①「附属病院の業務範囲」は国立大学法人会計基準実務指針の内容を目安とする。（再掲）

附属病院の業務範囲としては、診療業務、診療業務を基礎として行われる教育業務、臨床試験（治験）、病理部やプロジェクト研究等の附属病院において実施することが組織として意思決定され、組織又はプロジェクトとして実施される研究業務及び附属病院における管理業務を対象とする。なお、学内予算が附属病院以外に計上されていても、附属病院セグメントの業務に要する経費などは対象となる。

② 按分比の範囲（附属病院：大学）

病院の実態はさまざまであるため、按分比は、単一の数値ではなく、ある程度幅を持った範囲を示す形にならざるを得ないのではないかと。

どの程度の幅を持たせるべきかについては、各団体の協力を仰ぎ、妥当な範囲を検討してはどうか。

各学校法人の按分比は、会計情報としての合理性を担保する観点から、必要に応じて会計監査人との相談を踏まえ、当該範囲において適切な数値を選択する形がよいのではないかと。

3. 「病院」をセグメントとして設けることに関する説明

検討会報告書に記載はあるが、十分な理解を得られていないとの指摘があった。

これについて、たたき台に再度記載を追加すべきか。あるいは、（関係団体を通じて）各法人への説明の場を設けるべきか。関係団体に対応を相談し、進めてはどうか。